

主 文
本件控訴を棄却する。
理 由

本件控訴の趣意は、弁護士金原藤一、同亀井忠夫が連名で提出した控訴趣意書に、これに対する答弁は、検察官古屋亀鶴が提出した答弁書に、それぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意中事実誤認ないし法令適用の誤りの主張について
所論は、要するに、被告会社ではAを雇用したことがなく、同人は独立した請負人であつて、被告会社と右Aとの間には労働安全衛生法にいう事業者と労働者との関係がないのかかわらず、これを肯認した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があり、ひいては法令の適用を誤つた違法がある、というのである。

そこで、調査するに、原判決挙示の関係各証拠によれば、原判決が（罪となるべき事実）および（弁護人の主張に対する判断）の項で認定説示するところは、すべて正当として是認することができる。所論にかんがみ、若干補足して説明することとする。

一 本件は、昭和三四年一二月一六日スレートおよび建築材料の販売施工ならびに土木建築請負を目的として設立された被告会社が、昭和四九年五月一日に千葉県柏市a b番のcに支店を設置し、その責任者に専務取締役Bを、営業所長にCをあてていたところ、有限会社DがEから請負つた農業倉庫一棟（建坪八九・二八平方メートル）の建築工事のうち、屋根および側壁のスレート工事につき、同会社からその見積りを依頼されたので、営業所長Cをしてこれを見積らせたうえ、石工事を下請し、その建築資材を発注するとともに、現場責任者として、右工事およびこれに従事する労働者の指揮監督にあつていた右Cにおいて、被告会社の右業務に関し、昭和五一年八月六日、原判示の工事現場で、A、FおよびGの三名を使用し、地上約六・一メートル、勾配二六度、母屋の間隔約一メートルの屋根上でスレートを葺く作業を行なわせるにあたり、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるのに、幅三〇センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張るなどの措置を講ぜず、もつて労働者が墜落するおそれがある場所に危険を防止するため必要な措置を講じなかつたという労働安全衛生法違反にかかる事案である。

二 そこで、まず、労働安全衛生法にいう労働者の意義についてみるに、同法二条二号は、労働者とは、「労働基準法九条に規定する労働者をいう。」と規定し、労働基準法九条は、「この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、前条の事業又は事務所（以下事業という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と規定している。したがつて、労働安全衛生法にいう労働者とは、結局、（1）労働基準法八条の事業に使用され、かつ、（2）賃金を支払われる者であることがその要件であるということができよう。

ところで、右の二要件のうち、（1）、の要件、すなわち事業に使用されるとは、さらに、（イ）、事業者に対する身分上の雇用関係と、（ロ）、具体的な業務遂行過程における指揮監督の関係に細分してこれを判断する必要があり、前者については、民法上の雇用契約が締結されているか否か、その呼称として従業員その他の名称が付されているか否かはこれを問わず、仮りに請負、委任等の形を採つていても、その実態によりこれをみることが必要であり、後者についても、具体的な業務遂行過程において、その指揮監督がいかに及んでいるか、その実態にそくしてこれをみることが必要である。また、右（2）、の要件、すなわち賃金の支払についても同様であつて、賃金とは労働の対償として使用者が労働者に支払うものをいふ、その名称の如何を問わないのであるから、たとえ出来高払で支払われる金員であつても、それが事業報酬としての性格を有せず、その実態からみて労働の対償としての性格を有する以上、賃金とみるべきものであり、殊に本件においては、安全措置義務をいずれの者が負担するかが争点であるから、右の出来高払で支払われる金員が、右安全措置を講じるに必要な経費相当分を含むか否かを、実態にそくして観察することが必要である。

三 以上の見解に立つて本件を検討することとする。原判決挙示の関係各証拠によれば、次の事実を認めることができる。すなわち、

（1） 事業に使用される関係について

（イ） 事業者に対する身分上の雇用関係について

Aら三名は、被告会社との間で、明確な雇用契約（もつともH労働基準監督署では、本件事故を捜査したうえ、被告会社とAとの間で雇用契約が結ばれていて賃金

作業終了後、職人の班長は、月末に被告会社備付けの工賃請求書に班員全体の出来高、常雇分（その出来高が一定の基準に達しない場合、出来高に關係なく支給されるもの）に交通費を含めて記載し、これを被告会社に提出して工賃を請求すると、被告会社では、その記載内容を検討確認したうえ、当該月の出来高を算出し、その額から親睦会費と印紙代を控除し、その残額を翌八日ころ班長に支払い、班長はこれを班員に配分する慣わしになつていたが、Aらの請求する工賃には危険防止を講ずるために必要な費用は含まれていない。

右のような扱いは、被告会社の一般従業員に対する給料の支払方法と異なっており、また、Aらのような職人に対しては、賞与や退職金が支給されないばかりか、税金の源泉徴収も行なわれておらず、ましてや労働者災害補償保険や健康保険等の社会保険にも加入していない。

以上のように認定することができ、これに反する原審証人Kの証言ならびに原審における被告会社代表者の供述は、他の関係各証拠に対比し、にわかに措信できない。

〈要旨〉四 以上認定した事実によれば、(1)、(イ)、被告会社とAとの間で、雇用契約ないし専属契約が結ばれていなかったといわなければならないが、しかし、Aは、被告会社が設立されたところから本件当時までの長い期間、継続して被告会社の作業現場でのみ働き、他の職場で働いたことは全くなく、そのため被告会社でも右Aを自社専属のスレート工として処遇して来たことが明らかであつて、被告会社では、Aを専属支配下におき、しかも、(ロ)、Aらに作業をさせる際、本件の場合を含め、作業現場毎に一括指示をしていたものの、その指示も一般的なものではなく、工事実行予算書に基づき、使用する資材の品名、寸法形状、数量、単価、工賃諸経費まで極めて詳細、かつ、具体的に指示する一方、その資材を自ら調達して提供し、作業の遂行についても具体的に指示するはもとより、危険防止についても相当程度注意を与えていたのであつて、Aらとしては、その指示に基づき、所与の仕事を完成させているに過ぎず、したがつて、Aが被告会社から独立した事業主体であるとは認められないし、事業計画、危険負担の点でもその主体であつたとは到底いえない。作業の遂行にあつても被告会社から具体的な指揮監督を受けていたことは明白であり、また、(2)出来高払制の報酬を受けていたが、その金額には危険防止に要する費用が含まれていないばかりか、その実質は労務の対償として支払われていたにすぎないと認定することができ、以上のような事実関係のもとにおいては、Aと被告会社との間には使用従属関係の実態が存したものと見て妨げなく、したがつて、Aを労働安全衛生法上の労働者と認めるのが相当である。右と同旨の認定をした原判決には事実誤認ないしは法令適用の誤りはないといわなければならない。

論旨は理由がない。

控訴趣意中被告会社の代表者には故意がなかつたとの主張について

所論は、要するに、被告会社代表者Lは、被告会社が有限会社Dから本件工事を請負い、これをAらに下請けさせたことを知らず、本件事故発生後、はじめて知つたものであり、したがつて、被告会社には事実の認識がなく、故意もなかつたというのである。

そこで、検討するに、本件は、法人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人の業務に関し、労働安全衛生法一一九条一号、二一条二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても、各本条の罰金刑を科す旨規定した同法一二二条の罪に関するものであり、このような両罰規定は、事業主の代理人、使用人その他の従業員の違反行為に対し、その事業主に行為者らの選任、監督その他の違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかつた過失を推定した規定であつて、事業主において右のような注意義務を尽くしたことの証明がない限り、事業主は刑事責任を免れ得ないのである（最高裁判所昭和三二年一月二七日大法廷判決、刑集一一卷一三三頁、同裁判所昭和四〇年三月二六日第二小大法廷判決、刑集一九卷二八三頁各参照）から、違法行為をした従業員に故意があれば足り（本件では現場責任者であつたCに故意があつたことは関係各証拠で明らかである。）。事業主の故意を必要とするものではない。したがつて、被告会社の代表者Lが被告会社において本件工事を請負い、これをAらに下請させたことを知らなかつたというだけでは、労働安全衛生法一二二条の刑事責任を免れることはできないのであつて、弁護人の主張は採用することはできない。

論旨は理由がない。

そこで、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却し、主文のとおり判決する。
(裁判長裁判官 船田三雄 裁判官 門馬良夫 裁判官 新田誠志)